

介護サービス事業者等に対する行政処分等の処分基準

令和8年10月1日

新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合

改暦

令和8年10月1日

策定

1 処分基準の目的

介護保険法（以下「法」という。）の規定により指定を受けた介護サービス事業者等（法第 42 条の 2 第 1 項に規定する「指定地域密着型サービス事業者」、法第 46 条第 1 項に規定する「指定居宅介護支援事業者」、法第 54 条の 2 第 1 項に規定する「指定地域密着型介護予防サービス事業者」、法第 58 条第 1 項に規定する「指定介護予防支援事業者」及び法第 115 条の 45 の 3 第 1 項に規定する「指定事業者」をいう。以下「介護サービス事業者等」という。）に対して実施した監査の結果、人員基準違反若しくは運営基準違反が認められたことにより行う勧告又は人員基準違反、運営基準違反、人格尊重義務違反、不正請求若しくは不正の手段による指定等が認められたことにより行う行政処分（以下「処分等」という。）について、合理的な根拠に基づき実施するため下記のとおり運用基準を定める。

2 前提となる考え方

- (1) 処分等の程度決定にあたっては、原則として、不正行為の内容・程度を処分事由ごとに照らして判断するものとし、処分事由のうち、監査時の虚偽報告（法第 78 条の 10 第 1 項第 9 号、法第 84 条第 1 項第 7 号、法第 115 条の 19 第 1 項第 8 号、法第 115 条の 29 第 1 項第 6 号及び法第 115 条の 45 の 9 第 1 項第 3 号の規定に基づく虚偽の報告をいう。）及び虚偽答弁（法第 78 条の 10 第 1 項第 10 号、法第 84 条第 1 項第 8 号、法第 115 条の 19 第 1 項第 9 号、法第 115 条の 29 第 1 項第 7 号及び法第 115 条の 45 の 9 第 1 項第 4 号の規定に基づく虚偽の答弁をいう。）についても、もとよりこれのみを事由として処分等を行うことができるが、ここでは、虚偽報告等による隠ぺい前の事実が該当する不正行為自体が該当する処分事由の程度決定時の加重項目として取扱うこととする。
- (2) 処分等の程度の検討については、まず、指定取消、指定の全部効力停止及び一部効力の停止という処分の程度を A 級～D 級という態様に分類し、そのうち全部効力停止については期間、一部効力停止については期間及び内容により区分する。そして、上記 5 つの処分事由について、それぞれ基準となる態様として位置付ける。

表 1 基本となる処分の態様

処分事由	態様 (級)	基本となる処分内容	根拠条文
人員基準違反	A 級	勧告	法第 78 条の 10 第 1 項第 4 号等
運営基準違反	A 級	勧告	法第 78 条の 10 第 1 項第 5 号等
人格尊重義務違反	C 級	指定の全部効力停止	法第 78 条の 10 第 1 項第 6 号等
不正請求	C 級	指定の全部効力停止	法第 78 条の 10 第 1 項第 8 号等
不正の手段による指定	C 級	指定の全部効力停止	法第 78 条の 10 第 1 項第 11 号等

(3) 以下に、処分等の程度の態様及び内容を定める。

表2 処分等の態様と内容

態様	内容（期間等）
A級	勧告（人員基準違反、運営基準違反時のみ）、勧告以外の行政指導
B級－1号	指定の一部効力停止1月（新規利用者受入停止等）
B級－2号	指定の一部効力停止3月（新規利用者受入停止等）
B級－3号	指定の一部効力停止6月（新規利用者受入停止等）
B級－4号	指定の一部効力停止1年（新規利用者受入停止等）
C級－1号	指定の全部効力停止1月
C級－2号	指定の全部効力停止3月
C級－3号	指定の全部効力停止6月
C級－4号	指定の全部効力停止1年
D級	指定取消

※指定の効力停止の期間は、原則として1月、3月、6月、1年の4区分とする。

3 基本的な考え方

(1) 処分等の程度決定にあたっては、原則として以下の各段階を経て決定する。

- ① 処分事由ごとに、基本となる処分等の態様（A級～D級）を定める。人員、設備及び運営基準違反については、法の定めにより原則として「勧告」とする。その他の不正行為については、行政処分のうち中位的な態様である「指定の全部効力停止」とする。
- ② 処分等の対象事案の個別事情を当該処分等の態様に反映させるために、処分事由ごとに、利用者被害、法益を侵害している様態・程度、故意性、常習性、組織性、悪質性及び過去5年の処分等という項目に関し、基本となる処分等の態様に加重又は軽減する場合の内容及びその程度を定める。
- ③ 処分等の態様が指定の全部効力停止又は一部効力停止となる場合の基本となる処分の期間については、3月とする。これに個別事情を当該処分の期間に反映させるために、処分事由ごとに、利用者被害、法益を侵害している様態・程度、故意性、常習性、組織性、悪質性及び過去5年の処分等という項目に関し、基本となる処分の期間に加重又は軽減する場合の内容及びその程度を定める。加重又は軽減は月単位とし、基本となる処分の期間として定めた3月に加重・軽減の月数を加え、その月数に応じて、加重・軽減後月数を決定する。

表3 処分期間の換算表

加重・軽減後月数	換算程度（号）	内容
1～2月	1号	指定の全部又は一部効力停止1月
3～5月	2号	指定の全部又は一部効力停止3月
6～8月	3号	指定の全部又は一部効力停止6月
9月～	4号	指定の全部又は一部効力停止1年

④ 処分等の態様が指定の一部効力停止となる場合の内容の詳細については、以下のとおりとする。

(ア) 原則として、新規利用者の受入停止とする。

(イ) 処分対象事業種別と処分原因によっては、業務の部分的停止とする。

(ウ) 報酬支払額の制限（減額）については、原則として、本来、指定取消又は指定の全部効力停止相当であるところを利用者保護等の観点から指定の一部効力停止処分へと変更する場合（下記(4)参照）に適用する。

(エ) 報酬支払額の制限（減額）の程度及び期間については、当該処分の態様の変更の趣旨が、利用者のサービス継続性の確保（利用者保護）であることから、事業の継続運営も考慮し、原則として、その程度については、定員超過・人員欠如に関して規定されている7割への制限（減算部分は3割）、その期間については、指定取消処分相当からの変更の場合は6月、指定の全部効力停止相当からの変更のときは3月を標準とする。

(2) 一つの不正等行為が二つ以上の処分事由に該当する場合、又は手段若しくは結果である行為が他の処分事由にも該当する一連の行為の場合には、原則として、処分事由ごとに処分等の程度を検討した上で、最も重い程度区分となるものを適用する。ただし、それぞれの処分事由に応じて、同時に行政処分と勧告・指導を行うことを妨げるものではないものとする。

(3) 二以上の不正等行為について併せて処分等を行うときは、それぞれの不正等行為ごとに処分等の程度を検討した上で、最も重い程度区分となるものに適宜加重（原則、処分の期間を加重。加重対象不正行為の程度によっては処分の態様を変更）を行う。ただし、同一の処分事由に該当する複数の行為については、時間的、場所的接着性や行為態様の類似性等から、全体として一の行為と認めうる場合には、単一の行為とみなすことができるものとする。

(4) 上記(1)から(3)の過程をすべて検討の上、導き出された処分等の程度の妥当性について、利用者保護及び事業所運営体制等の観点から検証する必要がある内容を定める。この内容を検証して、必要な場合は処分等の程度を変更のうえ、最終決定する。

4 個別事情による処分の加重・軽減

上記の基本的な処分程度に対し、以下の判断基準をもとに個別事情による加重や軽減を行う。

また、表中の「程度」欄における態様は、前述の「表2 処分等の態様と内容」における態様を指す。

(1) 人員基準違反

項目	内容（加重及び軽減の視点）	程度
①利用者被害、法益を侵害している 様態・程度	・利用者の生命又は身体の安全に重大な危害を及ぼすおそれがあるもの	＋２級
	・利用者の身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるもの	＋１級
②故意性	・故意又は重大な過失※ ¹ に基づく行為	＋１月
	・軽過失※ ² に基づく行為で情状をくむべき場合	▲１月
③常習性	・違反状況の継続が１年以上の場合	＋１月
	・違反状況の継続が３月以下の場合	▲１月
④組織性	・役員（管理者含む）が実行又は関与（指示）していたもの	＋１月
	・役員（管理者含む）が不正行為を認識しながら隠ぺいしたもの	＋１月
	・役員（管理者含む）が実行又は関与（指示）していないもの	▲１月
⑤悪質性	・当該不正行為につき、行政から職員の増員、利用定員等の見直し、事業の休止等の指導を受けているにも関わらず、正当な理由なく指導に従っていないもの	＋２級
	・監査時に虚偽答弁、虚偽報告があったもの	＋１級
	・事業者が不正行為の事実を知ってからすみやかに是正したもの	▲１級
⑥過去５年の処分等	・同一の不正行為について、命令又は指定の効力停止を受けているとき	＋３級

※¹ 過失とは不注意により失敗することをいい、特に、自分の行っている行為がどんな結果を引き起こすかについて認識していたにもかかわらず、不注意のためにそれを認識しないことを指す。過失のうち、特に重過失（重大ナル過失）については、最高裁判判例によって「通常人に要求される程度の相当な注意もしないでも、わずかの注意さえすれば、たやすく違法有害な結果を予見することができた場合であるのに、漫然これを見過ごしたような、「ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態を指すもの」とする（最判昭和３２年７月９日集民２７号５５項、損害賠償請求事件）。

※² 軽過失とは、行うべき注意を欠いている状態であり、特に断りなく過失というときは、この軽過失のことを指す。

	・同一の不正行為について、行政指導（勧告含む）を受けているとき	+ 1 級
	・別の不正行為について、勧告、命令又は指定効力の停止処分を受けているとき	+ 1 級
	・不正行為を主導した者が、他の事業所で不正行為を主導したことがあり、その事業所が当該不正行為により処分等を受けているとき	+ 1 級

(2) 運営基準違反

項目	内容（加重及び軽減の視点）	程度
①利用者被害、法益を侵害している 様態・程度	・利用者の生命又は身体の安全に重大な危害を及ぼすおそれがあるもの	+ 2 級
	・事業者が自己の利益のために ○介護サービスの提供に際して利用者負担を適正に徴収しなかったとき ○介護サービス事業者と居宅介護支援事業者に金品等の収受があったもの	+ 2 級
	・利用者の身体の安全に危害を及ぼすおそれのあるもの	+ 1 級
②故意性	・故意又は重大な過失に基づく行為 ・軽過失に基づく行為で情状を酌むべき行為	+ 1 月 ▲ 1 月
③常習性	・違反状況の継続が 1 年以上の場合 ・違反状況の継続が 3 月以下の場合	+ 1 月 ▲ 1 月
④組織性	・役員（管理者含む）が実行又は関与（指示）していたもの	+ 1 月
	・役員（管理者含む）が不正行為を認識しながら隠ぺいしたもの	+ 1 月
	・役員（管理者含む）が実行又は関与（指示）していないもの	▲ 1 月
⑤悪質性	・基準違反が定員超過利用であり、その是正指導を行政から受けているにも関わらず、正当な理由なく 2 月以上続いているもの	+ 2 級
	・監査時に虚偽答弁、虚偽報告があったもの	+ 1 級
	・事業者が不正行為の事実を知ってからすみやかに是正したもの	▲ 1 級
⑥過去 5 年の処分	・同一の不正行為について、命令又は指定の効力停止を	+ 3 級

等	受けているとき	
	・同一の不正行為について、行政指導（勧告含む）を受けているとき	+ 1 級
	・別の不正行為について、勧告、命令又は指定効力の停止処分を受けているとき	+ 1 級
	・不正行為を主導した者が、他の事業所で不正行為を主導したことがあり、その事業所が当該不正行為により処分等を受けているとき	+ 1 級

(3) 人格尊重義務違反

項目	内容（加重及び軽減の視点）	程度
①利用者被害、法益を侵害している様態・程度	・利用者の生命又は身体の安全に重大な危害を及ぼすもの	+ 1 級
	・利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼさないものの並びに利用者の財産を著しく侵害しないもの	▲ 1 級
②故意性	・故意又は重大な過失に基づく行為	+ 1 月
	・軽過失に基づく行為で情状を酌むべき行為	▲ 1 月
③常習性	・不正行為の継続が 3 月超の場合	+ 1 月
	・不正行為の継続が 3 月以下の場合	▲ 1 月
④組織性	・役員（管理者含む）が実行又は関与（指示）していたもの	+ 1 月
	・役員（管理者含む）が不正行為を認識しながら隠ぺいしたもの	+ 2 月
	・役員（管理者含む）が実行又は関与（指示）していないもの	▲ 1 級
⑤悪質性	・監査時に虚偽答弁、虚偽報告があったもの	+ 1 級
	・事業者が不正行為の事実を知ってからすみやかに是正したもの	▲ 1 級
⑥過去 5 年の処分等	・同一の不正行為について、命令又は指定の効力停止を受けているとき	+ 1 級
	・同一の不正行為について、行政指導（勧告含む）を受けているとき	+ 4 月
	・別の不正行為について、勧告、命令又は指定効力の停止処分を受けているとき	+ 2 月
	・不正行為を主導した者が、他の事業所で不正行為を主導したことがあり、その事業所が当該不正行為により	+ 1 級

	処分等を受けているとき	
--	-------------	--

(4) 不正請求

項目	内容（加重及び軽減の視点）	程度
①利用者被害、法益を侵害している様態・程度	- 不正請求額が事業所の年間収入（介護報酬及び利用者負担額）の概ね 10% 以上の場合 - 不正請求額が事業所の年間収入の概ね 1 % 未満の場合（ただし、不正請求の内容が明確な架空請求等、著しく悪質な場合は軽減の対象としないことができる。）	+ 1 級 ▲ 1 級
②故意性	- 故意又は重大な過失に基づく行為 - 軽過失に基づく行為で情状をくむべき場合	+ 1 月 ▲ 1 月
③常習性	- 不正行為の継続が 1 年以上 - 不正行為の継続が 3 月以下	+ 1 月 ▲ 1 月
④組織性	- 役員（管理者含む）が実行又は関与（指示）していたもの - 役員（管理者含む）が不正行為を認識しながら隠ぺいしたもの - 役員（管理者含む）が実行又は関与（指示）していないもの	+ 1 月 + 1 月 ▲ 1 月
⑤悪質性	- 監査時に虚偽答弁、虚偽報告があったもの - 事業者が不正行為の事実を知ってからすみやかに是正したもの	+ 1 級 ▲ 1 級
⑥過去 5 年の処分等	- 同一の不正行為について、命令又は指定の効力停止を受けているとき - 同一の不正行為について、行政指導（勧告含む）を受けているとき - 別の不正行為について、勧告、命令又は指定効力の停止処分を受けているとき - 不正行為を主導した者が、他の事業所で不正行為を主導したことがあり、その事業所が当該不正行為により処分等を受けているとき	+ 1 級 + 4 月 + 2 月 + 1 級

(5) 不正の手段による指定

項目	内容（加重及び軽減の視点）	程度
①利用者被害、法	・明らかに勤務することが不可能な者の名義を使用し	+ 1 級

益を侵害している 様態・程度	て指定申請を行うなど申請に重大明白な瑕疵があり、事業開始後も人員基準違反等の状態が継続していたもの ・指定申請時の勤務予定者が勤務できなくなったが、申請の変更を行わず、そのまま指定を受けた場合で、事業開始時には人員基準違反等の状態が解消されていたもの	▲ 1 級
②故意性	・故意又は重大な過失に基づく行為 ・軽過失に基づく行為で情状をくむべき場合	+ 1 月 ▲ 1 月
③常習性	—	—
④組織性	・役員（管理者含む）が実行又は関与（指示）していたもの ・役員（管理者含む）が不正行為を認識しながら隠ぺいしたもの ・役員（管理者含む）が実行又は関与（指示）していないもの	+ 1 月 + 1 月 ▲ 1 月
⑤悪質性	・監査時に虚偽答弁、虚偽報告があったもの ・不正の手段による指定申請に起因する基準違反等の継続が 3 月超の場合 ・不正行為の事実を知った時点ですみやかに報告及び改善措置をとったもの ・不正の手段による指定申請に起因する基準違反の継続が 3 月以下の場合	+ 1 級 + 1 月 ▲ 1 級 ▲ 1 月
⑥過去 5 年の処分等	・同一の不正行為について、命令又は指定の効力停止を受けているとき ・同一の不正行為について、行政指導（勧告含む）を受けているとき ・別の不正行為について、勧告、命令又は指定効力の停止処分を受けているとき ・不正行為を主導した者が、他の事業所で不正行為を主導したことがあり、その事業所が当該不正行為により処分等を受けているとき	+ 1 級 + 4 月 + 2 月 + 1 級

5 利用者保護及び事業所運営体制等による変更（全処分事由共通）

前述までのとおり、事由により定めた基本的な処分程度に加重、軽減を行った後、さらに利用者保護や運営体制に対する評価を以下のとおり行う。この評価は全処分事由に共通な

ものとする。

(1) 利用者保護

指定取消処分及び全部効力停止相当となり、事業の継続が困難となる場合、以下の要件を満たすことで軽減を行う。ただし、事業者の運営実態が確認できないいわゆる幽霊事業所^{※3}の場合はこれを適用しない。

① 日常生活圏域内に同一サービスの事業所（基準該当事業所を除く）が当該事業所を含めて1以下でありかつ是正の見込みがある場合

ア 指定取消から全部効力停止への軽減

全部効力停止（1月）を基準に、級を飛び越えない範囲で処分月を加重・軽減する。

イ 全部効力停止から一部効力停止への軽減

一部効力停止（報酬の減算（3割）＋新規利用者受け入れ停止）1月を基準に、級を飛び越えない範囲で処分月を加重・軽減する。

② 日常生活圏域内に同一サービスの事業所（基準該当事業所を除く）が当該事業所を含めて3以下でありかつ是正の見込みがある場合

ア 指定取消から全部効力停止への軽減

全部効力停止（3月）を基準に、級を飛び越えない範囲で処分月を加重・軽減する。

イ 全部効力停止から一部効力停止への軽減

一部効力停止（報酬の減算（7割）＋新規利用者受入れ停止）3月を基準に、級を飛び越えない範囲で処分月を加重・軽減する。

(2) 運営体制等^{※4}

① 勧告（指導）相当であるが、事業者の役員又は事業所の管理者の法令等の知識が欠如、職員の介護に関する知識・技術が欠如又は組織体としての運営体制の不備等により、新規利用者を受け入れる状態にないと見込まれる場合であって、役員等に改善の意思があり一定の期間を経て改善される見込みがある場合

ア 勧告（指導）を一部効力停止へ変更する。

② 勧告（指導）又は指定の一部効力停止相当であるが、事業者の役員又は事業所の管理者の法令等の知識が甚だしく欠如、職員の介護に関する知識・技術が著しく欠如又は組織体としての運営体制の著しい不備等により、現行の状態での事業継続が利用者への不利益へとつながるおそれがあることから事業を継続させることが適当でないと見込まれる場合であって、役員等に改善の意思があり一定の期間を経て改善される見込みがある場合

ア 勧告（指導）又は一部効力停止を全部停止へ変更する。

※3 サービス提供時間に3回訪問して、無人（呼び出しに応じない、玄関に鍵がかかっている）又はサービス提供がされていない場合とする。

※4 この「運営体制等」については、監査の結果、運営基準違反（人員基準違反）のため、本来であれば勧告すべきものであるが、当該事業所に対して加重するか否かを検討すべき事項を意味する。

- ③ ①②の場合又は指定の全部効力停止相当であって、役員等に改善の見られず改善される見込みがない場合

6 過去の処分事例との整合性

処分決定前に、厚生労働省及び富山県から助言を受けることができるものとする。また、過去に当組合が行った処分を参照し、整合性の取れるものとする。

7 その他の留意点

処分等の程度を決定するにあたり、以下の点についても留意することとする。

(1) 人格尊重義務違反の場合

利用者被害・程度の内容については、構成市町において、虐待と判断した場合、又は、「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（令和7年3月厚生労働省策定）」「Ⅰ 高齢者虐待防止の基本」◇養介護施設従事者等による高齢者虐待類型（例）◇を基に虐待事案を判断する。

- ・利用者の生命又は身体の安全に重大な危害を及ぼすものに該当するもの。
- ・「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（令和7年3月厚生労働省策定）」「Ⅲ養介護施設従事者等による虐待への対応」 2. 3虐待の有無の判断、緊急性の判断、深刻度の判断、課題の整理、対応方針の決定 4）深刻度の判断において、被虐待者が虐待によって被害を受けた程度が深刻度区分の3（重度）又は4（最重度）と構成町村のコアメンバー会議で判断したもの。

また、採点票により、行政指導ではとどまらず、行政処分相当になると判定された場合、人格尊重義務違反と判断した事由について、富山県が設置する「権利擁護対応相談窓口」に虐待かどうか意見を仰ぎ、その結果を踏まえて総合的に判断するものとする。

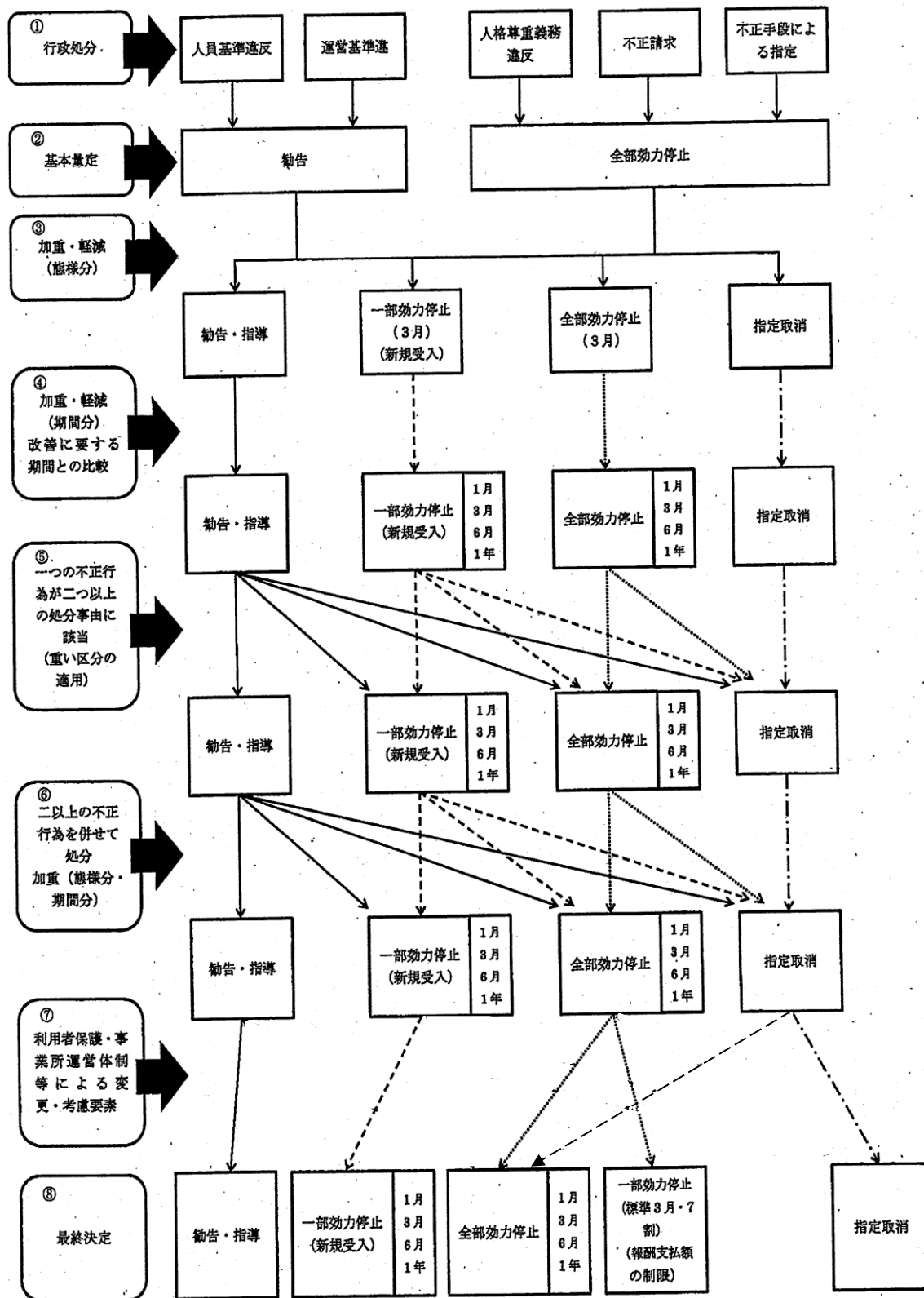
(2) 不正の手段による指定の場合

不正の手段による指定を処分事由として指定取消を行う場合は、原則として指定時に遡り指定の効力が取り消されるものであり（その他の処分事由による指定取消は、処分日から指定の効力が取り消される）、指定後に受領した介護報酬等は全額返還対象とする。

なお、不正の手段による指定を処分事由として指定の全部又は一部効力停止を行う場合は、指定の効力は処分日（効力発生日）から停止する。

参考1 行政処分決定までのフロー

行政処分の基本的な考え方（フロー図）



参考2 行政処分採点表

【別紙】採点票（人員基準違反）

1. 基本情報

自治体名	新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合
処分法人名	
処分事業所名	
処分(取消・停止)年月日	
処分通知発出日	
処分程度	
一部停止 の場合	新規受入停止 報酬上限

基本となる処分

A級 勧告

2. 基準点数表（人員基準違反）

程度決定する際の要素	採点	点数	備考(理由等)
①利用者被害・公益侵害の程度			
利用者の生命または身体の安全に重大な危害を及ぼすおそれがある		+2級	
利用者の身体の安全に危害を及ぼす恐れがある		+1級	
②故意性 故意性			
故意又は重大な過失に基づく行為		+1月	
軽過失に基づく行為		▲1月	
③常習性			
違反状況の継続が1年以上		+1月	
違反状況の継続が3月以下		▲1月	
④組織性			
役員等が実行又は関与(指示)していた		+1月	
役員等が不正行為を認識しながら隠ぺいを行ったもの		+1月	
役員等が実行又は関与していない		▲1月	
⑤悪質性			
当該不正行為につき、行政から職員の増員、利用定員の見直し、事業の休止等の指導を受けているにもかかわらず、正当な理由なく指導に従っていないもの		+2級	
監査時に虚偽答弁、虚偽報告があったもの		+1級	
事業者が不正行為の事実を知ってから速やかに報告又は改善措置をとったもの		▲1級	
⑥過去5年の行政処分			
同一の不正行為について、命令又は指定の効力停止を受けているとき		+3級	
同一の不正行為について、行政指導(勧告含む)を受けているとき		+1級	
別の不正行為について、勧告、命令又は指定効力の停止処分を受けているとき		+1級	
不正行為を主導した者が、他の事業所で不正行為を主導したことがあり、その事業所が行政処分を受けているとき		+1級	

基準点数表による処分程度

--

3. 利用者保護及び事業所運営体制等による変更(全処分事由共通)

程度決定する際の要素 (該当するものすべて)	該当の有無	備考(影響)
利用者保護		
① 日常生活圏内に同一サービスの事業所(基準該当事業所を除く)が当該事業所を含めて1以下でありかつ不正行為の要因が除去され、適切なサービス提供が行われる見込みがある場合		▲1級(指定取消及び全部効力停止のみ適用。期間は1月。月数のみ加算軽減を再実施)
② 日常生活圏内に同一サービスの事業所(基準該当事業所を除く)が当該事業所を含めて3以下でありかつ不正行為の要因が除去され、適切なサービス提供が行われる見込みがある場合		▲1級(指定取消及び全部効力停止のみ適用。期間は3月。月数のみ加算軽減を再実施)
運営体制		
③ 事業者の役員等の法令等の知識が欠如、運営体制の不備等により、新規利用者を受け入れる状態にないと見込まれる場合であって、役員等に改善の意思があり一定の期間を経て改善される見込みがある場合		+1級(勧告(指導)を一部効力停止へ変更)
④ 事業者の役員等の法令等の知識が著しく欠如、運営体制の著しい不備等により、利用者への不利益等により事業を継続させることが適当でないと見込まれる場合であって、役員等に改善の意思があり一定の期間を経て改善される見込みがある場合		+2級または+1級(勧告(指導)または一部効力停止を全部効力停止へ変更)
⑤ ③④の場合であって、役員等に改善の意思が見られず改善される見込みがない場合		+3級～+1級(勧告(指導)並びに一部効力停止又は全部効力停止を指定取消へ変更)

その他特記事項

処分程度(最終)

--	--

【別紙】採点票（運営基準違反）

1. 基本情報

自治体名	新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合
処分法人名	
処分事業所名	
処分(取消・停止)年月日	
処分通知発出日	
処分程度	
一部停止 の場合	新規受入停止 報酬上限

基本となる処分

A級 勧告

2. 基準点数表（運営基準違反）

程度決定する際の要素	採点	点数	備考(理由等)
①利用者被害・公益侵害の程度			
利用者の生命または身体の安全に重大な危害を及ぼすおそれがある		+2級	
事業者が自己の利益のために介護サービスの提供に際して、利用者負担を適正に徴収しなかったとき又は介護サービス事業者と居宅介護支援事業者に金品等の授受があったもの		+2級	
利用者の身体の安全に危害を及ぼす恐れがある		+1級	
②故意性 故意性			
故意又は重大な過失に基づく行為		+1月	
軽過失に基づく行為		▲1月	
③常習性			
違反状況の継続が1年以上		+1月	
違反状況の継続が3月以下		▲1月	
④組織性			
役員等が実行又は関与(指示)していた		+1月	
役員等が不正行為を認識しながら隠ぺいを行ったもの		+1月	
役員等が実行又は関与していない		▲1月	
⑤悪質性			
基準違反が定員超過利用であり、その是正指導を行政から受けているにも関わらず、正当な理由なく2月以上続いているもの		+2級	
監査時に虚偽答弁、虚偽報告があったもの		+1級	
事業者が不正行為の事実を知ってから速やかに報告又は改善措置をとったもの		▲1級	
⑥過去5年の行政処分			
同一の不正行為について、命令又は指定の効力停止を受けているとき		+3級	
同一の不正行為について、行政指導(勧告含む)を受けているとき		+1級	
別の不正行為について、勧告、命令又は指定効力の停止処分を受けているとき		+1級	
不正行為を主導した者が、他の事業所で不正行為を主導したことがあり、その事業所が行政処分を受けているとき		+1級	

基準点数表による処分程度

--

3. 利用者保護及び事業所運営体制等による変更(全処分事由共通)

程度決定する際の要素 (該当するものすべて)	該当の有無	備考(影響)
利用者保護		
① 日常生活圏内に同一サービスの事業所(基準該当事業所を除く)が当該事業所を含めて1以下でありかつ不正行為の要因が除去され、適切なサービス提供が行われる見込みがある場合		▲1級(指定取消及び全部効力停止のみ適用。期間は1月。月数のみ加算軽減を再実施)
② 日常生活圏内に同一サービスの事業所(基準該当事業所を除く)が当該事業所を含めて3以下でありかつ不正行為の要因が除去され、適切なサービス提供が行われる見込みがある場合		▲1級(指定取消及び全部効力停止のみ適用。期間は3月。月数のみ加算軽減を再実施)
運営体制		
③ 事業者の役員等の法令等の知識が欠如、運営体制の不備等により、新規利用者を受け入れる状態にないと見込まれる場合であって、役員等に改善の意思があり一定の期間を経て改善される見込みがある場合		+1級(勧告(指導)を一部効力停止へ変更)
④ 事業者の役員等の法令等の知識が著しく欠如、運営体制の著しい不備等により、利用者への不利益等により事業を継続させることが適当でないと見込まれる場合であって、役員等に改善の意思があり一定の期間を経て改善される見込みがある場合		+2級または+1級(勧告(指導)または一部効力停止を全部効力停止へ変更)
⑤ ③④の場合であって、役員等に改善の意思が見られず改善される見込みがない場合		+3級～+1級(勧告(指導)並びに一部効力停止又は全部効力停止を指定取消へ変更)

その他特記事項

処分程度(最終)

--	--

【別紙】採点票（人格尊重義務違反）

1. 基本情報

自治体名	新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合
処分法人名	
処分事業所名	
処分(取消・停止)年月日	
処分通知発出处	
処分程度	
一部停止 の場合	新規受入停止 報酬上限

基本となる処分度

C級 全部効力停止

2. 基準点数表（人格尊重義務違反）

程度決定する際の要素	採点	点数	備考(理由等)
①利用者被害・公益侵害の程度			
利用者の生命または身体の安全に重大な危害を及ぼすおそれがある		+1級	
利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼさないもの並びに利用者の財産を著しく侵害しないもの		▲1級	
②故意性			
故意又は重大な過失に基づく行為		+1月	
軽過失に基づく行為		▲1月	
③常習性			
違反状況の継続が3月超		+1月	
違反状況の継続が3月以下		▲1月	
④組織性			
役員等が実行又は関与(指示)していた		+1月	
役員等が不正行為を認識しながら隠ぺいを行ったもの		+2月	
役員等が実行又は関与していない		▲1級	
⑤悪質性			
監査時に虚偽答弁、虚偽報告があったもの		+1級	
事業者が不正行為の事実を知ってから速やかに報告又は改善措置をとったもの		▲1級	
⑥過去5年の行政処分			
同一の不正行為について、命令又は指定の効力停止を受けているとき		+1級	
同一の不正行為について、行政指導(勧告含む)を受けているとき		+4月	
別の不正行為について、勧告、命令又は指定効力の停止処分を受けているとき		+2月	
不正行為を主導した者が、他の事業所で不正行為を主導したことがあり、その事業所が行政処分を受けているとき		+1級	

基準点数表による処分程度

3. 利用者保護及び事業所運営体制等による変更(全処分手由共通)

程度決定する際の要素（該当するものすべて）	該当の有無	備考(影響)
利用者保護		
①日常生活圏内に同一サービスの事業所(基準該当事業所を除く)が当該事業所を含めて1以下でありかつ不正行為の要因が除去され、適切なサービス提供が行われる見込みがある場合		▲1級(指定取消及び全部効力停止のみ適用。期間は1月。月数のみ加算軽減を再実施)
②日常生活圏内に同一サービスの事業所(基準該当事業所を除く)が当該事業所を含めて3以下でありかつ不正行為の要因が除去され、適切なサービス提供が行われる見込みがある場合		▲1級(指定取消及び全部効力停止のみ適用。期間は3月。月数のみ加算軽減を再実施)
運営体制		
③事業者の役員等の法令等の知識が欠如、運営体制の不備等により、新規利用者を受け入れる状態にないと見込まれる場合であって、役員等に改善の意思があり一定の期間を経て改善される見込みがある場合		+1級(勧告(指導)を一部効力停止へ変更)
④事業者の役員等の法令等の知識が著しく欠如、運営体制の著しい不備等により、利用者への不利益等により事業を継続させることが適当でないと見込まれる場合であって、役員等に改善の意思があり一定の期間を経て改善される見込みがある場合		+2級または+1級(勧告(指導)または一部効力停止を全部効力停止へ変更)
⑤③④の場合であって、役員等に改善の意思が見られず改善される見込みがない場合		+3級～+1級(勧告(指導)並びに一部効力停止又は全部効力停止を指定取消へ変更)

その他特記事項

処分程度(最終)

--	--

【別紙】採点票（不正請求）

1. 基本情報

自治体名	新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合
処分法人名	
処分事業所名	
処分(取消・停止)年月日	
処分通知発出日	
処分程度	
一部停止 の場合	新規受入停止
	報酬上限

基本となる処分

C級 全部効力停止

2. 基準点数表（不正請求）

程度決定する際の要素	採点	加重・軽減	備考(理由等)
①利用者被害・公益侵害の程度			
当該年度の不正請求額が事業所の年間収入(不正行為があった当該年度の請求分(介護報酬及び利用者負担額))の10%以上であること		+1級	
当該年度の不正請求額が事業所の年間収入(不正行為があった当該年度の請求分(介護報酬及び利用者負担額))の1%未満であること(ただし、不正請求の内容が明確な架空請求等、著しく悪質な場合は軽減の対象としないことができる。)		▲1級	
②故意性			
故意又は重大な過失に基づく行為		+1月	
軽過失に基づく行為		▲1月	
③常習性			
不正行為の継続が1年以上		+1月	
不正行為の継続が3月以下		▲1月	
④組織性			
役員等が実行又は関与(指示)していた		+1月	
役員等が不正行為を認識しながら隠ぺいを行ったもの		+1月	
役員等が実行又は関与していない		▲1月	
⑤悪質性			
監査時に虚偽答弁、虚偽報告があったもの		+1級	
事業者が不正行為の事実を知ってから速やかに報告又は改善措置をとったもの		▲1級	
⑥過去5年の行政処分			
同一の不正行為について、命令又は指定の効力停止を受けているとき		+1級	
同一の不正行為について、行政指導(勧告含む)を受けているとき		+4月	
別の不正行為について、勧告、命令又は指定効力の停止処分を受けているとき		+2月	
不正行為を主導した者が、他の事業所で不正行為を主導したことがあり、その事業所が行政処分を受けているとき		+1級	

基準点数表による処分程度

3. 利用者保護及び事業所運営体制等による変更(全処分事由共通)

程度決定する際の要素（該当するものすべて）	該当の有無	備考(影響)
利用者保護		
①日常生活圏内に同一サービスの事業所(基準該当事業所を除く)が当該事業所を含めて1以下でありかつ不正行為の要因が除去され、適切なサービス提供が行われる見込みがある場合		▲1級(指定取消及び全部効力停止のみ適用。期間は1月。月数のみ加算軽減を再実施)
②日常生活圏内に同一サービスの事業所(基準該当事業所を除く)が当該事業所を含めて3以下でありかつ不正行為の要因が除去され、適切なサービス提供が行われる見込みがある場合		▲1級(指定取消及び全部効力停止のみ適用。期間は3月。月数のみ加算軽減を再実施)
運営体制		
③事業者の役員等の法令等の知識が欠如、運営体制の不備等により、新規利用者を受け入れる状態にないと見込まれる場合であって、役員等に改善の意思があり一定の期間を経て改善される見込みがある場合		+1級(勧告(指導)を一部効力停止へ変更)
④事業者の役員等の法令等の知識が著しく欠如、運営体制の著しい不備等により、利用者への不利益等により事業を継続させることが適当でないと思込まれる場合であって、役員等に改善の意思があり一定の期間を経て改善される見込みがある場合		+2級または+1級(勧告(指導)または一部効力停止を全部効力停止へ変更)
⑤③④の場合であって、役員等に改善の意思が見られず改善される見込みがない場合		+3級～+1級(勧告(指導)並びに一部効力停止又は全部効力停止を指定取消へ変更)

その他特記事項

処分程度(最終)

--	--

【別紙】採点票（不正な手段による指定）

1. 基本情報

自治体名	新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合
処分法人名	
処分事業所名	
処分(取消・停止)年月日	
処分通知発出日	
処分程度	
一部停止 の場合	新規受入停止
	報酬上限

基本となる処分

C級 全部効力停止

2. 基準点数表（不正な手段による指定）

程度決定する際の要素	採点	加重・軽減	備考(理由等)
①利用者被害・公益侵害の程度			
明らかに勤務することが不可能な者の名義を使用して指定申請を行うなど申請に重大明白な瑕疵があり、事業開始後も人員基準違反等の状態が継続していたもの		+1級	
指定申請時の勤務予定者が勤務できなくなったが、申請の変更を行わず、そのまま指定を受けた場合で、事業開始時には人員基準違反等の状態が解消されていたもの		▲1級	
②故意性			
故意又は重大な過失に基づく行為		+1月	
軽過失に基づく行為		▲1月	
③常習性 ー			
④組織性			
役員等が実行又は関与(指示)していた		+1月	
役員等が不正行為を認識しながら隠ぺいを行ったもの		+1月	
役員等が実行又は関与していない		▲1月	
⑤悪質性			
監査時に虚偽答弁、虚偽報告があったもの		+1級	
不正の手段による指定申請に起因する基準違反等の継続が3月超の場合		+1月	
事業者が不正行為の事実を知ってから速やかに報告又は改善措置をとったもの		▲1級	
不正の手段による指定申請に起因する基準違反の継続が3月以下の場合		▲1月	
⑥過去5年の行政処分			
同一の不正行為について、命令又は指定の効力停止を受けているとき		+1級	
同一の不正行為について、行政指導(勧告含む)を受けているとき		+4月	
別の不正行為について、勧告、命令又は指定効力の停止処分を受けているとき		+2月	
不正行為を主導した者が、他の事業所で不正行為を主導したことがあり、その事業所が行政処分を受けているとき		+1級	

基準点数表による処分程度

3. 利用者保護及び事業所運営体制等による変更(全処分事由共通)

程度決定する際の要素（該当するものすべて）	該当の有無	備考(影響)
利用者保護		
① 日常生活圏内に同一サービスの事業所(基準該当事業所を除く)が当該事業所を含めて1以下でありかつ不正行為の要因が除去され、適切なサービス提供が行われる見込みがある場合		▲1級(指定取消及び全部効力停止のみ適用。期間は1月。月数のみ加算軽減を再実施)
② 日常生活圏内に同一サービスの事業所(基準該当事業所を除く)が当該事業所を含めて3以下でありかつ不正行為の要因が除去され、適切なサービス提供が行われる見込みがある場合		▲1級(指定取消及び全部効力停止のみ適用。期間は3月。月数のみ加算軽減を再実施)
運営体制		
③ 事業者の役員等の法令等の知識が欠如、運営体制の不備等により、新規利用者を受け入れる状態にない見込まれる場合であって、役員等に改善の意思があり一定の期間を経て改善される見込みがある場合		+1級(勧告(指導)を一部効力停止へ変更)
④ 事業者の役員等の法令等の知識が著しく欠如、運営体制の著しい不備等により、利用者への不利益等により事業を継続させることが適当でないと見込まれる場合であって、役員等に改善の意思があり一定の期間を経て改善される見込みがある場合		+2級または+1級(勧告(指導)または一部効力停止を全部効力停止へ変更)
⑤ ③④の場合であって、役員等に改善の意思が見られず改善される見込みがない場合		+3級～+1級(勧告(指導)並びに一部効力停止又は全部効力停止を指定取消へ変更)

その他特記事項

処分程度(最終)